

6 福薬業発第 1 1 1 号  
令和 6 年 6 月 1 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 濱 寛

**「在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の開設及び  
在宅医療・介護管理者向け暴力・ハラスメント対策研修会の実施について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県において令和 5 年度より多職種から構成される「在宅医療現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策部会」が発足し、当部会には本会からも役員を派遣し「在宅の介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」に取り組んできました。このたび、標記の相談センター開設及び研修会の実施につきまして、福岡県高齢者地域包括ケア推進課より連絡がありましたので、別添をご確認の上、ご活用ください。

なお、相談センターの利用、及び研修会の受講は、在宅患者訪問薬剤管理指導や居宅療養管理指導の算定実績がある薬局が対象となりますのでご注意ください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

・【別添】 6 高ケ推第 6 3 7 号\_「在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の開設及び在宅医療・介護管理者向け暴力・ハラスメント対策研修会の実施について

以 上

各薬局の開設者 殿

福岡県保健医療介護部  
高齢者地域包括ケア推進課長

「在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の開設及び在宅医療・介護管理者向け暴力・ハラスメント対策研修会の実施について（通知）

日頃から本県の保健医療行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、暴力・ハラスメントを未然に防ぎ、在宅医療・介護従事者が安心安全な環境で、質の高いサービスを継続的に提供できるよう「在宅の介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」を実施しております。

このたび、下記のとおり、相談センターを開設するとともに、研修会を開催することとしましたので、貴殿におかれましては、当該事業を御活用いただき、積極的に暴力・ハラスメント対策に取り組んでいただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、相談センターの利用、及び研修会の受講は、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導や居宅療養管理指導の算定実績がある薬局）が対象となりますことを、申し添えます。

## 記

### 1 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター（6月7日開設）

訪問薬局等に従事する方やその管理者向けに、利用者等からの暴力・ハラスメントに関する相談を受ける窓口を開設します。詳しくは、別添チラシを御参照ください。

- (1) 開設時間 月曜日～金曜日 9時～19時  
※土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く
- (2) 相談方法 電話相談：0120-111-309  
メール相談：専用フォームから
- (3) 相談対応者 警察官 OB などのハラスメント対策に詳しい相談員  
※法的対応が必要と判断される内容については、弁護士にも相談可能。
- (4) 費用 無料

### 2 在宅医療・介護管理者向け暴力・ハラスメント対策研修

暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得していただくための研修を開催します。次の「(1)及び(2)を受講」かつ「従事者への研修を実施」した場合に、ハラスメント対策に係る県の補助金を申請することができます。詳しくは、別添チラシを御参照ください。

(1) 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修

講師：関西医科大学看護学部・看護学研究科 教授 三木明子 氏

研修日：6月28日（金）18：00～19：30

研修方法：オンライン開催（後日オンデマンド配信します。）

申込方法：別添チラシの申請フォームからの申込み

**申込締切：6月24日（月）15：00**

※定員450名に達した場合、オンデマンド配信を御案内いたします。

※オンデマンド配信動画は、従事者への研修へ御活用いただけます。

(2) 在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメントに関する法的な基礎知識と事例

講師：アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏

配信日：6月28日（金）10：00～配信スタート

研修方法：オンデマンド配信のみ

申込方法：別添チラシの申請フォームからの申込み

※「(1)(2)を受講」かつ「従事者への研修を実施」した場合に、受講修了証を発行し、発行先を県ホームページへ掲載する予定です。訪問薬局は、必ず受講いただくようお願いいたします。

※(1)(2)研修の問合せ先 株式会社ウィ・キャン（03-6432-0080）

### 3 ホームページについて

県の暴力・ハラスメント対策事業は、福岡県ホームページにも掲載していますので御確認ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：問註所

電話：092-643-3275

e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

# 福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて  
**無料**です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで  
「怖い」「困ったな」と思ったとき、  
まずご相談ください。

6月7日(金)開設



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

 **0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからでもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://wcan-media.com/fukuoka-consultation-center1/>



## 相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

「ご相談する際の詳細は  
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、株式会社ウィ・キャンが実施しています。

次のような行為は「ハラスメント」に該当します。

### <精神的暴力>

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例)

- ・大声を発する、怒鳴る
- ・特定職員への嫌がらせ  
など

### <身体的暴力>

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(例)

- ・コップを投げる
- ・たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く  
など

### <セクシャルハラスメント>

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的でないやがらせ行為。

(例)

- ・必要もなく体を触る
- ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる  
など

ハラスメント対応に困ったときは、

ひとりで抱え込まず「早めに」ご相談ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」では

- ✓ ご相談は匿名でも利用できます。
- ✓ プライバシーは厳守します。お聞きした内容を無断で勤務先や他機関にもらすことはありません。
- ✓ 必要に応じて、無料の法律相談も可能です。
- ✓ 些細なことでも相談をお受けします。まずはお電話を！

◆ ハラスメントに適切に対応することは、利用者に対する円滑で継続的なサービス提供にもつながります

### <留意事項>

この相談窓口で受け付けるご相談は、在宅医療・介護現場における利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントが対象です。対象に該当しない行為（上司や同僚からのハラスメント等）に関する相談や、相談対象ではない方からの相談などはお受けできませんので、「みんなの人権110番」（☎0570-003-110）など、別の相談窓口をご利用ください。



# 在宅医療・介護※ 管理者向け 暴力・ ハラスメント対策研修会

参加  
無料

## 研修会の概要

- ・暴力・ハラスメントの基礎知識
- ・法的な知識
- ・日頃から心がけること
- ・事案が発生してしまったとき、又は発生後の適切な対応など

※福岡県内の在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（県内の行政機関も受講可）



～ハラスメント対策は、職員を守るだけでなく

利用者の円滑なサービス継続利用にもつながる重要な対策です～

## 研修1 在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修

福岡県の暴力・ハラスメント実態と取組

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療・介護スタッフを守るための  
暴力・ハラスメント対策



関西医科大学看護学部・看護学研究科  
教授 三木明子 氏

6月28日（金）  
18:00～19:30  
オンライン開催  
（定員：450名）

★6月24日 15:00申込締切

- ✓ 研修資料は当日配布予定です。
- ✓ 後日おげまど 配信を行います。
- ✓ おげまど 配信動画は、従事者への研修へ御活用いただけます。

## 研修2 在宅医療・介護管理者に必要な

法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例



アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏

6月28日（金）10:00～配信スタート  
オンデマンド配信のみ

申込フォーム

URL又はQRコードから申してください。  
<https://forms.gle/6jGfZBxcfGMQhpC46>



「研修1（おげまどでも可）及び2を受講」かつ「おげまど 配信を活用し従事者への研修を実施」した場合に、安全対策費用の補助や複数名訪問費用の補助を申請することができます。（詳しくは裏面）

【問合せ先】株式会社ウィ・キャン

☎:03-6432-0080（平日9:00～17:30）※土日祝日を除く  
この事業は（株）ウィ・キャンが福岡県から委託を受けて実施するものです。

# 補助金の申請ステップ

STEP01

研修1（オンデマンドも可）及び研修2を受講し、従事者への研修を実施※1する。

STEP02

暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針を策定する。

STEP03

安全確保対策費用の補助※2

複数名訪問費用の補助※2

## 安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入（※）に関する経費を補助します。

※ 訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信（位置情報を共有）することができるサービスの導入に関する経費のことを指します。

## 複数名訪問費用の補助※3

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助します。

※1 STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。

※2 ※3 各補助金の詳細は6月ごろ福岡県のホームページ等で案内する予定です。複数名訪問費用の補助については、対象となる事業所が限定されます。

## 福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律相談もできます。



【相談対象者】 ○県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方（管理者を含む。）  
○県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方（同上）  
○県内行政機関の職員

【相談内容】 ○暴力・ハラスメントへの対応について  
○上記に付随する法的な相談について など

相談方法 ▶ 電話、メール  
受付時間 ▶ 平日9時～19時  
（土日祝、12/29～1/3を除く）

☎ 0120-111-309

WEBからのご相談いただけます。（QRコードから）  
※WEBからのご相談は24時間毎日受付

